平成２７年（再イ）第４号

山口県岩国市由宇町南２丁目７番７号　Ｂ－２

再生債務者　田部こと　長谷　晃久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月９日　山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（再イ）第１号

愛媛県新居浜市一宮町２丁目５番20号

再生債務者　岩崎　秀一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月９日　松山地方裁判所西条支部

平成２７年（再イ）第１１９号

札幌市中央区南11条西23丁目２番２－118号

再生債務者　倉橋　毅彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月９日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１４４号

北海道北広島市東共栄２丁目９番地４

再生債務者　本間ひとみ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月９日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２３号

茨城県東茨城郡城里町大字石塚830番地の３

再生債務者　寺門　浩二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月９日　水戸地方裁判所

平成２７年（再イ）第９号

富山市神通82番地

再生債務者　髙見　正代

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月９日　富山地方裁判所

平成２７年（再イ）第１７号

兵庫県佐用郡佐用町庵369番地１

再生債務者　延原　宏一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月９日

神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

平成２７年（再イ）第１４号

愛媛県四国中央市土居町畑野1381番地

再生債務者　萩尾　京子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月９日　松山地方裁判所西条支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第20号

平成27年11月29日に執行する東京都市計画土地区画整理事業中野三丁目土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。

平成27年11月19日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

記

1　宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　所
株式会社ナガイアルテス	東京都杉並区高円寺南五丁目36番８号
神谷　智夫	東京都中野区中野３丁目36番９号
岩田　英和	東京都中野区中野３丁目36番８号　岩田ビル501
大村　清保	東京都杉並区下井草２丁目14番４号
関根　秀雄	東京都中野区中野３丁目37番９号
近鉄不動産株式会社	大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目５番13号
独立行政法人都市再生機構	神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第21号

平成27年11月29日に執行する東京都市計画土地区画整理事業中野三丁目土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった宅地の所有者が選挙する委員の候補者の数が、選挙すべき委員の数をこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。

平成27年11月19日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について

（平成二十七年九月三十日文部科学大臣認可　二十七受文科高第二三四五号）

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の一号）の一部を次のように変更する。

第九条第一項中「標準給与及び標準賞与」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、同項の次に次の一項を加える。

２　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第三条の四第二項に規定する加入者に係る前項の規定の適用については、同項中「加入者の」とあるのは「加入者又は施行規則第三条の四第二項に規定する第四号厚生年金被保険者等の」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、加入者に関する事項と同項に規定する第四号厚生年金被保険者等に関する事項のうち共通する事項については、一の記録もつて足りるものとする」とする。

第十条第一項中「私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に、「第三十五条又は第三十五条の二」を「第三条の七、第三十四条（第三十四条の二において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十四条の三（第三十四条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十七条の二又は第三十七条の三」に改める。

第十五条の二第三項中「第五項」を「第四項」に改める。

第十六条第一項中「第三十四条の四第一項」を「第三十三条の二第一項」に改め、同条第三項中「第三十四条の四第二項」を「第三十三条の二第二項」に改め、同条第四項中「第三十四条の四第一項」を「第三十三条の二第一項」に改め、「この場合においては、前項後段の規定を準用する。」を削り、同条第五項及び第六項中「第三十四条の四第二項」を「第三十三条の二第二項」に改め、同条第九項中「前段」を削る。

第三十条の二の見出し中「退職共済年金の決定」を「老齢厚生年金の裁定等」に改め、同条中「共済法」の上に「厚生年金保険法第四十二条若しくは附則第八条（附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による老齢厚生年金又は」を加え、「第七十六条又は附則第十二条の三（附則第十二条の三の二又は附則第十二条の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による退職共済年金の」を「第七十七条の規定による退職年金の裁定又は」に改める。